

いちごいちえに関する利用料金のご案内

医療法人財団 東京勤労者医療会
2024年3月版

法律に定められた介護保険サービスと介護保険の対象とならない料金をご案内しております。被爆一般医療、生活保護などの公費負担医療制度もあわせて活用することができます。

A. 看護小規模多機能居宅介護費利用料のご案内

(地域加算: 1単位 10.33 円を乗じた額の1割あるいは2割あるいは3割が自己負担となります)

1. 基本介護費

通い・泊り(介護費用分)・訪問介護・訪問看護すべてを含んだ1ヶ月単位の定額です。但し、区分変更及び月の途中で開始または終了される場合は日割り計算となります。

看護小規模多機能 居宅介護費	同一建物以外に居住	介護度	単位	3割負担	2割負担	1割負担
		要介護1	12,447	38,574	25,716	12,858
		要介護2	17,415	53,969	35,980	17,990
		要介護3	24,481	75,867	50,578	25,289
		要介護4	27,766	86,047	57,365	28,683
	同一建物住居者	要介護5	31,408	97,334	64,889	32,445
		要介護1	11,214	34,752	23,168	11,584
		要介護2	15,691	48,627	32,418	16,209
		要介護3	22,057	68,355	45,570	22,785
		要介護4	25,017	77,528	51,685	25,843
		要介護5	28,298	87,696	58,464	29,232

2. 短期利用居宅介護費

通い・泊り(介護費用分)・訪問介護・訪問看護すべてを含んだ1日単位の定額です。

短期利用登録者利用料(1日につき)	介護度	単位	3割負担	2割負担	1割負担
	要介護1	571	1,770	1,180	590
	要介護2	638	1,977	1,318	659
	要介護3	706	2,188	1,459	730
	要介護4	773	2,396	1,597	799
	要介護5	839	2,600	1,734	867

3. 各種加算

(1) 初期加算 (一日につき)

当事業所の利用開始日から起算して30日以内の期間については、初期加算として自己負担が必要になります。
31日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

単位数	利用者自己負担(3割)	利用者自己負担(2割)	利用者自己負担(1割)
30	93	62	31

(2) 認知症加算 (一月につき)

認知症加算(Ⅲ) ; 主治医意見書等の認知症日常生活自立度Ⅲ以上

認知症加算(Ⅳ) ; 要介護2で主治医意見書等の認知症日常生活自立度Ⅱ以上

	単位数	利用者自己負担(3割)	利用者自己負担(2割)	利用者自己負担(1割)
認知症加算(Ⅲ)	760	2,355	1,570	785
認知症加算(Ⅳ)	460	1,426	951	476

(3) 介護職員処遇加算、ベースアップ支援加算(支給限度額の算定対象外)

1ヶ月のサービス合計単位に介護職員処遇体制加算と地域単価と自己負担率が乗じられた金額が
介護職員処遇改善加算利用者負担額となります。

(4) サービス提供体制加算(支給限度額の算定対象外) (一月につき)

サービス提供体制加算Ⅰ ; 介護職員のうち介護福祉士が70%以上または、勤続年数10年以上介護福祉士が25%以上

サービス提供体制加算Ⅱ ; 介護職員のうち介護福祉士が50%以上

サービス提供体制加算Ⅲ ; 介護職の常勤職員の占める割合が60%以上または、介護福祉士が40%以上または、事業所の全従業員のうち勤続年数7年以上の者の割合が30%以上

	単位数	利用者負担(3割)	利用者自己負担(2割)	利用者自己負担(1割)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	750	2325	1,550	775
サービス提供体制強化加算Ⅱ	640	1984	1,323	662
サービス提供体制強化加算Ⅲ	350	1085	723	362

(5) 訪問看護体制強化加算(支給限度額の算定対象外) (一月につき)

サービス計画のもとに事業所看護師がご自宅を訪問し、在宅における療養を把握している。

	単位数	利用者負担(3割)	利用者自己負担(2割)	利用者自己負担(1割)
	3,000	9297	6,198	3,099

(6)総合マネジメント強化加算(Ⅰ)(支給限度額の算定対象外) (一月につき)

利用者の心身の状況や変化に応じ、従事者が共同して介護計画を見直している。かつ、地域との交流を図り地域の活動等に参加をしている。

	単位数	利用者負担(3割)	利用者自己負担(2割)	利用者自己負担(1割)
	1,200	3719	2,480	1,240

(7)認知症行動・心理症状緊急対応加算(短期利用)

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急で短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した方に対し、サービスを行った場合(利用を開始した日から起算して7日を限定)

	単位数	利用者負担(3割)	利用者自己負担(2割)	利用者自己負担(1割)
	200	620	414	207

(8) その他の加算(支給限度額の算定対象外) (一月につき)

	単位数	利用者負担(3割)	利用者自己負担(2割)	利用者自己負担(1割)
訪問体制強化加算	1000	3099	2,066	1,033
退院時共同指導加算	600	1860	1,240	620
緊急時対応加算	774	2399	1,599	800
特別管理加算Ⅰ	500	1550	1,033	517
特別管理加算Ⅱ	250	775	517	259
ターミナルケア加算	2500	7748	5,165	2,583

4. 医療保険で訪問看護を利用する場合の減算

医療保険訪問看護対象の方	1月につき	利用者負担(3割)	利用者自己負担(2割)	利用者自己負担(1割)
要介護1～3	-925	-2,867	-1,911	-956
要介護4	-1,850	-5,733	-3,822	-1,911
要介護5	-2,914	-9,031	-6,021	-3,011

特別指示書で訪問看護を行う場合	1月につき	利用者負担(3割)	利用者自己負担(2割)	利用者自己負担(1割)
要介護1～3	-30	-93	-62	-31
要介護4	-60	-186	-124	-62
要介護5	-95	-295	-197	-99

B. 介護保険の対象とならないサービス(実費負担・外税)

1. 食事の提供

朝食	300円	昼食	550円	夕食	400円
----	------	----	------	----	------

2. 宿泊 3,000円／日

3. その他

レクリエーション 実費

おむつ代 実費

宿泊キャンセル代(宿泊料の半額)・当日食費キャンセル代 (実費)

死後の処置	11,000円
記録物コピー代	10円/枚